

「平成 30 年北海道胆振東部地震」の被災者支援状況等について

1 災害概況（別紙のとおり）

2 リ災証明書の発行状況（10 月 22 日現在）

- ・全壊 89 件
- ・大規模半壊 104 件
- ・半壊 377 件
- ・一部損壊 3,371 件

3 主な被災者支援について

(1) 生活支援関連

支援メニュー	内容・実施状況	申請・問い合わせ先
①被災者生活再建支援金	<p>り災証明書で「全壊」「大規模半壊」と判定された方などを対象に、被害の程度によって基礎支援金(37万5000円～100万円)を支給。加えて、住宅を建設・購入した場合などに加算して支給(37万5000円～200万円)。</p> <p>■実績(10月22日現在) 受理件数：219件、審査中：139件</p>	<p>保護自立支援課 211-2992</p>
②被災者生活支援一時金	<p>居住していた住居が、り災証明書で「全壊」と判定された場合20万円、「大規模半壊」「半壊」と判定された場合10万円を支給。</p> <p>■実績(10月22日現在) 受理件数：480件、支給決定：198件23,700千円</p>	<p>保健福祉局総務課 211-2932</p>
③災害義援金	<p>複数回に分けて配分予定。第1次配分は、「死亡者」100万円/人、「重傷者」20万円/人、「全壊」100万円/世帯、「半壊(大規模半壊含む)」50万円/世帯</p> <p>■実績(10月22日現在) 受理件数：456件、支給時期：10月末以降開始予定</p>	<p>区政課 211-2252</p>
④保険料等の減免	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定され、一定の要件を満たす世帯を対象に、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のほか、国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金を、被害状況に応じて減免。</p> <p>■実績(10月19日現在)</p> <p>受理件数</p> <p>国民健康保険料減免 : 154件 後期高齢者医療保険料 : 141件 介護保険料 : 364件 国民健康保険一部負担金の減免 : 157件 後期高齢者医療の一部負担金の減免 : 140件</p> <p>決定件数</p> <p>国民健康保険料減免 : 0件 後期高齢者医療保険料 : 19件 介護保険料 : 0件 国民健康保険一部負担金の減免 : 114件 後期高齢者医療の一部負担金の減免 : 103件</p>	<p>介護保険課 211-2547 保険企画課 211-2952</p>

<p>⑤市税等の減免</p>	<p>○市民税・道民税の減免 り災証明書で自己または扶養親族が所有する住宅について「半壊」以上と判定された方などを対象に、被害状況・前年の合計所得金額に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p> <p>○固定資産税・都市計画税の減免 り災証明書で「半壊」以上と判定された家屋などを対象に、被害状況に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p> <p>■実績（10月19日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>受理件数</td> <td>処理件数</td> </tr> <tr> <td>市・道民税：559件</td> <td>：217件（うち減免：69件）</td> </tr> <tr> <td>固定資産税：381件</td> <td>：0件（調査中）</td> </tr> <tr> <td>都市計画税：371件</td> <td>：0件（調査中）</td> </tr> </table> <p>※受理件数は、申請があった対象のうち納税義務者でないものを除いた件数。</p>	受理件数	処理件数	市・道民税：559件	：217件（うち減免：69件）	固定資産税：381件	：0件（調査中）	都市計画税：371件	：0件（調査中）	<p>市民税課 211-2272</p> <p>固定資産税課 211-2228</p>												
受理件数	処理件数																					
市・道民税：559件	：217件（うち減免：69件）																					
固定資産税：381件	：0件（調査中）																					
都市計画税：371件	：0件（調査中）																					
<p>⑥上下水道料金の減免</p>	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定され、水道局から直接請求を受けている方（下水道使用料のみの請求も含む）を対象に、9・10月に水道メーターを検針して算出した上下水道料金を全額免除。</p> <p>■実績（10月22日現在） 決定（審査済み）件数：213件</p>	<p>水道局営業課 211-7039</p>																				
<p>⑦日用品等の提供</p>	<p>「さっぽろまちづくりパートナー協定」を締結している企業各社から寄付された日用品・寝具・食料品などを公営住宅または応急仮設住宅に避難した方に対して提供。</p>	<p>都市局総務課 211-2555</p>																				
<p>⑧家庭ごみ処理手数料の減免</p>	<p>り災証明書で「半壊」以上と判定された方を対象に、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・札幌市のごみ処理施設に直接搬入するごみの処理手数料を減免するほか、家電4品目・パソコンの無料引き取り。</p> <p>■実績（10月19日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>受理件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>：67件</td> </tr> <tr> <td>燃やせるごみ等</td> <td>：131件</td> </tr> <tr> <td>家電4品目等</td> <td>：64件</td> </tr> <tr> <td>直接搬入</td> <td>：22件</td> </tr> <tr> <td>支給決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>：53件</td> </tr> <tr> <td>燃やせるごみ等</td> <td>：101件</td> </tr> <tr> <td>家電4品目等</td> <td>：47件</td> </tr> <tr> <td>直接搬入</td> <td>：15件</td> </tr> </table>	受理件数		大型ごみ	：67件	燃やせるごみ等	：131件	家電4品目等	：64件	直接搬入	：22件	支給決定		大型ごみ	：53件	燃やせるごみ等	：101件	家電4品目等	：47件	直接搬入	：15件	<p>【大型ごみ】 環境局業務課 211-2916</p> <p>【大型ごみ以外】 循環型社会推進課 211-2912</p> <p>【ごみ処理施設への直接搬入】 施設管理課 211-2922</p>
受理件数																						
大型ごみ	：67件																					
燃やせるごみ等	：131件																					
家電4品目等	：64件																					
直接搬入	：22件																					
支給決定																						
大型ごみ	：53件																					
燃やせるごみ等	：101件																					
家電4品目等	：47件																					
直接搬入	：15件																					

(2) 住宅支援関連

支援メニュー	内容	申請・問い合わせ先
一時避難先の確保		
⑨市営住宅の提供	被災者に対して、市営住宅（原則もみじ台団地）を無償で提供する。 ■実績（10月22日現在） 103戸（入居継続している世帯数は61戸）	住宅課 （住宅管理担当） 211-2806
⑩応急仮設住宅	り災証明書で「全壊」と判定されるなど自らの住居に居住できない方を対象として、希望する民間賃貸住宅を札幌市が借り上げて提供する（家賃月額の上限：1人世帯7万円、2～4人世帯9万3000円、5人以上世帯11万1000円）。 ※⑩との併用は不可 ■実績（10月22日現在） 申請件数：37件、支給決定：28件（後日支給予定）	住宅課 211-2807
被災住宅の修繕等		
⑪住宅応急修理制度	り災証明書で「半壊」等と判定された方を対象として、屋根・玄関ドア・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修繕を札幌市が業者に依頼し、費用を支払う。（札幌市の負担上限額58万4000円/戸） ※⑩との併用は不可 ■実績（10月22日現在） 申請件数：48件、支給決定：13件（後日支給予定）	住宅課 211-2807
⑫札幌市災害住宅補修資金貸付	居住の用に供する部分に10万円以上の損害を受けた家屋の補修工事を行う所有者等を対象として、必要な資金の貸付を行う（貸付限度額300万円、貸付利率0.63%、償還期間7年以内）。 ■実績（10月22日現在） 申請件数：1件、支給決定：0件（審査中）	
⑬宅地防災工事資金貸付制度	100万円（年利0.66%、償還期間15年以内）を限度として、札幌市内に所在する宅地所有者のうち、被災宅地危険度判定で「危険」判定を受けた方において、擁壁・排水施設などの設置工事費の9割以内に対して貸付を行う。 ■実績（10月22日現在） 受理件数：0件	宅地課 211-2512
⑭家屋等の公費撤去	り災証明で「全壊」と判定された家屋等を対象として、所有者の申請に基づき札幌市が撤去する。撤去対象は壊れた家屋等であり、壊れていない物置や塀などは原則対象外。 ※10月29日から「大規模半壊」と「半壊」についても、対象として実施 ■実績（10月22日現在） 受理件数：3件 （金額については、現地調査後に決定）	建築保全課 211-2816

<p>⑮ 宅地復旧補助</p>	<p>対象工事費から 50 万円を控除した額に 1/2 を乗じた額のうち 200 万円を限度として、宅地の現状復旧に向けた工事（のり面や擁壁復旧工事等）や、液状化の再発防止に向けた地盤改良工事、住宅基礎の沈下等による傾斜復旧工事（ジャッキアップ等）に要する費用の一部補助を実施</p> <p>■実績</p> <p>10 月 29 日受け付け開始</p>	<p>・ 10 月 28 日まで 宅地課 211-2512</p> <p>・ 10 月 29 日以降 宅地復旧支援室 211-2565</p>
-----------------	--	---

4 災害義援金等（10 月 22 日現在）

(1) 災害義援金

- ・ 受付開始日：9 月 10 日（月）
- ・ 受付方法：市本庁舎 1 階・各区役所・まちづくりセンター等への現金持参、口座振り込み
- ・ 使途：被災者に対して、複数回に分けて直接配分する。
- ・ 受付実績：5 億 7857 万 8795 円

(2) さぼーとほっと基金

- ・ 受付開始日：9 月 10 日（月）
- ・ 受付方法：ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（<https://www.furusato-tax.jp/>）または市公式ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/donation/index.html>）を通じて納付書払いやクレジット決済
- ・ 使途：市民まちづくり活動団体が行う被災者に対する支援活動に対して助成する。
- ・ 寄付実績：125 万 3915 円
- ・ 交付実績：263 万 6000 円（6 事業）※寄付先の指定がない寄付金を一部充当

(3) 寄付金

- ・ 受付開始日：9 月 10 日（月）
- ・ 受付方法：市本庁舎 10 階（秘書課）への現金持参、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（<https://www.furusato-tax.jp/>）または市公式ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/somu/kifu/annai/>）を通じた納付書払いやクレジット決済
- ・ 使途：札幌市の復旧・復興事業（宅地復旧支援費等）
- ・ 申し込み実績※：5586 万 7928 円（収納：2611 万 3379 円）

※個人からの申し込み（ふるさと納税）：2179 万 2072 円（収納：2047 万 3379 円）

問い合わせ先

(災害概況について)

危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 長谷川
電話：211-3062、ファクス：218-5115

(り災証明書について)

財政局税政部固定資産税課 澤田・中山
電話：211-2228、ファクス：218-5149

(災害義援金について)

市民文化局地域振興部区政課 池田・西山
電話：211-2252、ファクス：218-5156

(さぽーとほっと基金について)

市民文化局市民自治推進室市民自治推進課（市民活動促進担当） 佐藤・竹越
電話：211-2964、ファクス：218-5156

(寄付金について)

総務局秘書部秘書課 酒井・末森
電話：211-2022、ファクス：218-5175

(宅地復旧補助について)

10月28日（日）まで：都市局市街地整備部宅地課 小泉、西元寺
電話：211-2512 ファクス：218-5177

10月29日（月）以降：都市局市街地整備部宅地復旧支援室 北川、中村
電話：211-2565 ファクス：218-5177

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う災害概況【速報】

札幌市災害対策本部

平成 30 年（2018 年）10 月 25 日

17 時 00 分現在

※下線更新箇所

1 気象等の概要

(1) 本震

① 9 月 6 日 03:07 地震発生 市内最大震度 6 弱（東区）

(2) 地震の状況

① 発生時刻 03:07

② 震源地 胆振地方中東部、深さ 37km（暫定値）

③ マグニチュード 6.7（暫定値）

2 被害状況

(1) 人的被害（10/25現在）

死者 1 名、負傷者 297 名（重傷 1 名、軽傷 296 名）

※災害との関連性を精査した速報値

(2) 物的被害（10/24時点）

住家棟数：全壊 83、半壊 486、一部損壊 3,268

非住家棟数：全壊 6、半壊 21、一部損壊 155

3 札幌市の体制

9/6 0308 災害対策本部設置

9/6 0600 第 1 回災害対策本部会議

9/6 1000 第 2 回災害対策本部会議

9/6 1530 第 3 回災害対策本部会議

9/6 2200 第 4 回災害対策本部会議

9/7 0800 第 5 回災害対策本部会議

9/7 2000 第 6 回災害対策本部会議

9/8 2000 第 7 回災害対策本部会議

9/9 1900 第 8 回災害対策本部会議

9/10 1630 第 9 回災害対策本部会議

9/11 1630 第 10 回災害対策本部会議

9/12 1730 第 11 回災害対策本部会議

9/18 0850 第 12 回災害対策本部会議

9/26 1300 第 13 回災害対策本部会議

10/23 1015 第14回災害対策本部会議

4 避難状況 (10/25 17:00 現在)

なし (清田区体育館は、10/5 9:50 閉鎖)

5 ライフラインの状況

- (1) 高速道路 市内全線通行可
- (2) 札幌市道 清田区里塚1条1丁目と1条2丁目の一部にて通行規制中
- (3) 水道 断水件数0件(清田区里塚1条1~2丁目は通水要望に対応可能)
応急給水は清田区里塚1条1~2丁目地内の住民要望に応じて個別対応
- (4) 電気 市内一般住宅向け及び企業向けは全て送電復旧完了
- (5) 都市ガス 被害、停止なし
- (6) LPガス 災害時協定に基づく供給を終了
- (7) 通信 NTT・KDDI・docomo・AU共に復旧済
- (8) 地下鉄 通常運転

※札幌市交通局では、地下鉄定期券利用者に対して、9/6の運休(1日相当分)に係る定期運賃の払戻を実施(交通局が発行しているバスの定期運賃分については、(11)記載のルールに順じて実施)

- (9) 市電 通常運転
- (10) JR
 - ・ 快速エアポート 小樽~札幌~新千歳空港間 通常運転
 - ・ 千歳線 札幌~千歳・新千歳空港間: 通常運転
 - ・ 函館線 小樽~札幌~岩見沢間: 通常運転
 - ・ 学園都市線 札幌~新十津川間: 通常運転
 - ・ 特急列車 通常運転

- (11) 路面バス 北海道中央バス 通常運行
ジェイ・アール北海道バス 通常運行
じょうてつバス 通常運行
ばんけいバス 通常運行

※市内運行のバス事業者では、定期券利用者に対して、9/6~9/7の運休(最大2日相当分)に係る定期運賃の払戻を実施

- (12) 病院 市内主要医療機関は通常の診療体制
救急については当番病院で対応
- (13) 学校等 市立小中学校 9/12より市内全校で授業及び給食再開
児童会館、ミニ児童会館 通常通り開館
市立保育園 9/12より給食再開